

酪農・肉用牛をめぐる情勢(共通事項)

- 1 担い手の育成・確保・・・1
 - (1) 認定農業者の推移と営農類型別認定状況・・・1
 - (2) 法人化の進展状況・・・2
 - ・酪農経営の法人化の進展状況について・・・2
 - ・肉用牛経営の法人化の進展状況について・・・3
 - (3) 高齢化の進展状況・・・4
 - (4) 離農跡地等の有効活用による経営継承・・・5
 - (5) 効率的・効果的な支援・指導の推進・・・6
- 2 サービス事業体の定着・普及・・・7
 - (1) 酪農ヘルパーの定着・普及・・・7
 - (2) 肉用牛ヘルパー、ほ育センターの定着・普及・・・8
 - (3) コントラクターの定着・普及・・・9
 - (4) TMRセンターの定着・普及・・・10
 - (5) 堆肥センターの状況について・・・11
- 3 諸外国との経営比較・・・12
- 4 飼養環境の快適性に配慮した飼養管理の推進・・・13
 - ・アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針・・・14

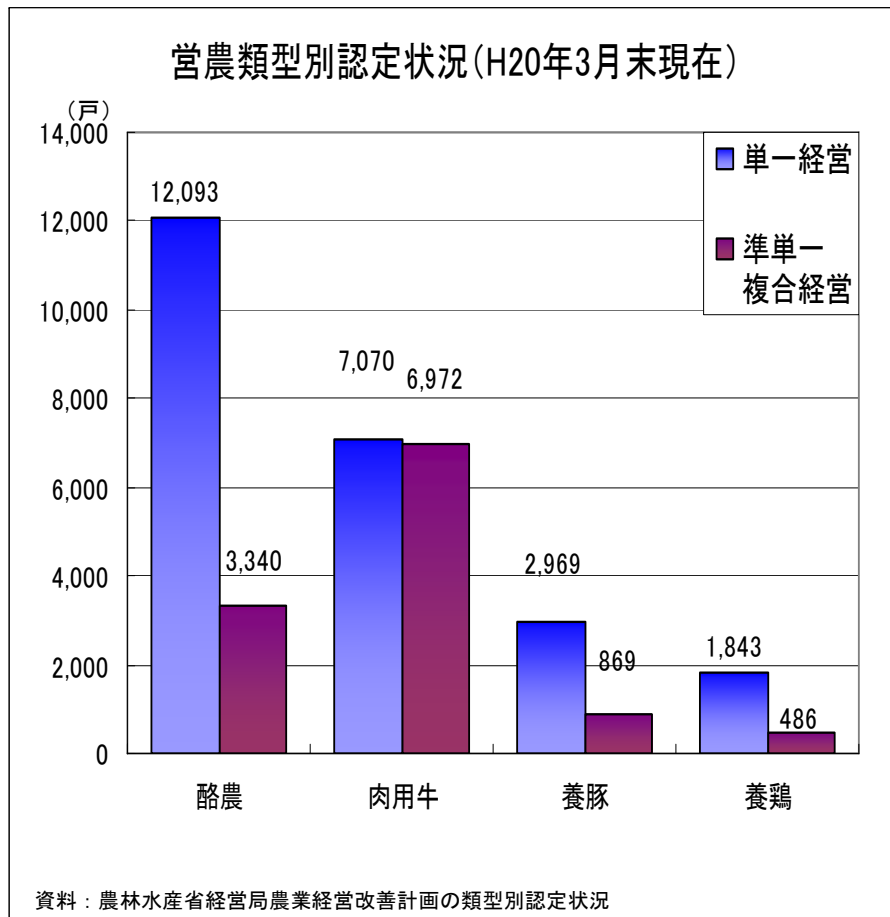
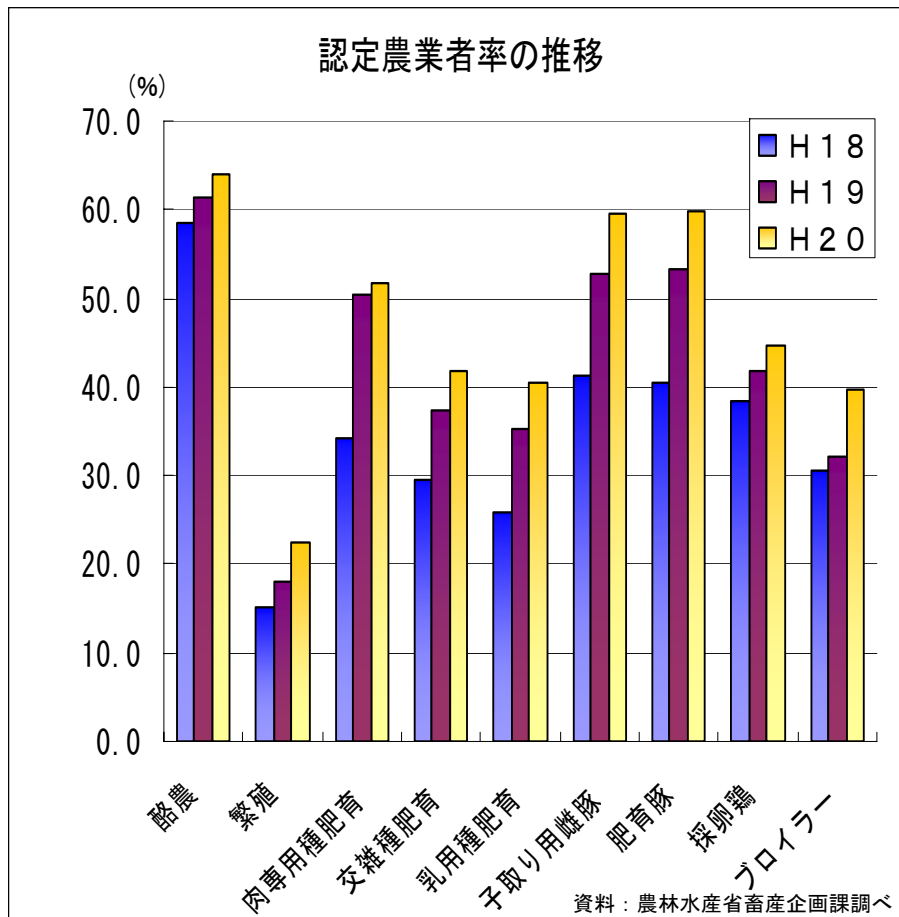
平成21年5月

農林水産省

1. 担い手の育成・確保

(1) 認定農業者の推移と営農類型別認定状況

- ・農家戸数に対する認定農業者率は各畜種ともに増加。
- ・平成20年における畜種別の認定農業者率は酪農経営が約64%、養豚経営が約60%を占めているものの、肉用牛繁殖経営においては約23%と依然として低い水準。
- ・営農類型別の認定状況では、酪農、養豚、養鶏が単一経営中心。肉用牛は単一経営と稲作等との複合経営である準単一複合経営がほぼ同数。



(2) 法人化の進展状況

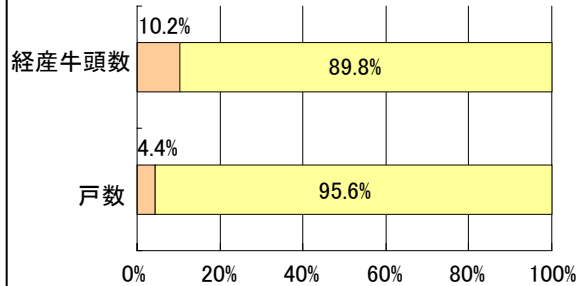
○ 酪農経営の法人化の進展状況について

- ・平成20年における法人経営の割合は、経産牛頭数で約2割、戸数で約1割と平成13年に比べ約2倍に増加。
- ・北海道、都府県ともに大規模層において、法人経営の占める割合が高い。
- ・法人経営の9割強が1戸1法人であり、法人経営の7割が家族のみの労働力で経営。

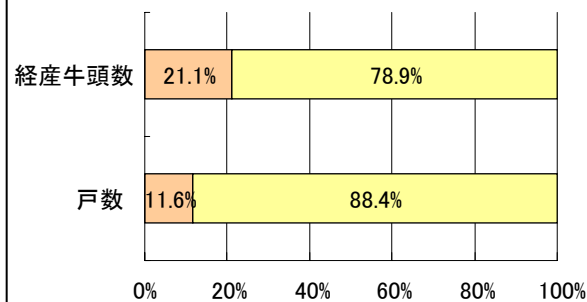
法人化の進展状況

法人経営の占める割合

平成13年



平成20年



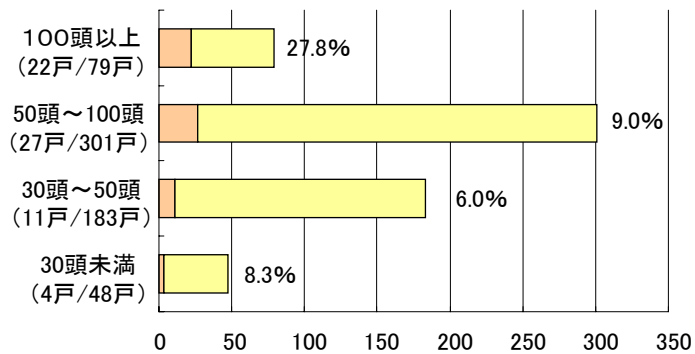
■ 家族経営
■ 法人経営

調査：(社)中央酪農会議
「酪農全国基礎調査」

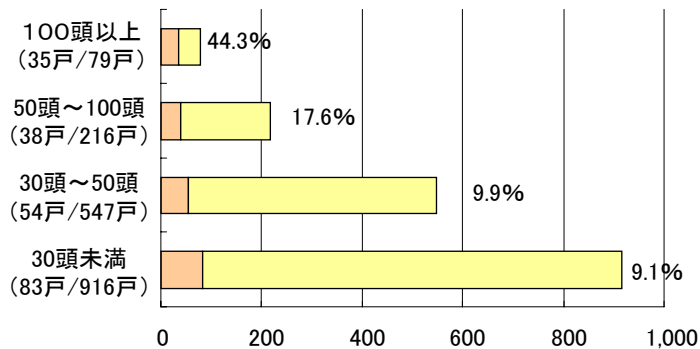
法人経営の状況(平成20年)

法人経営の占める割合

北海道(法人経営:64戸/611戸=10.4%)

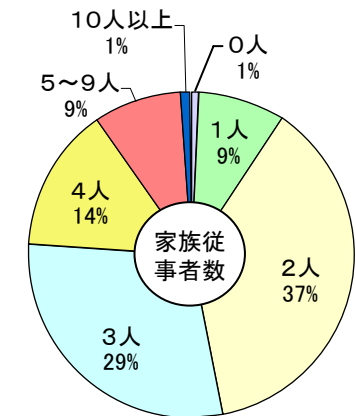
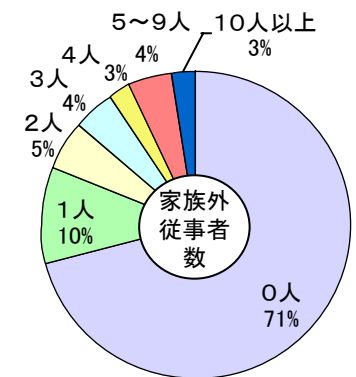


都府県(法人経営:210戸/1758戸=11.9%)



■ 家族経営
■ 法人経営

法人経営の雇用状況

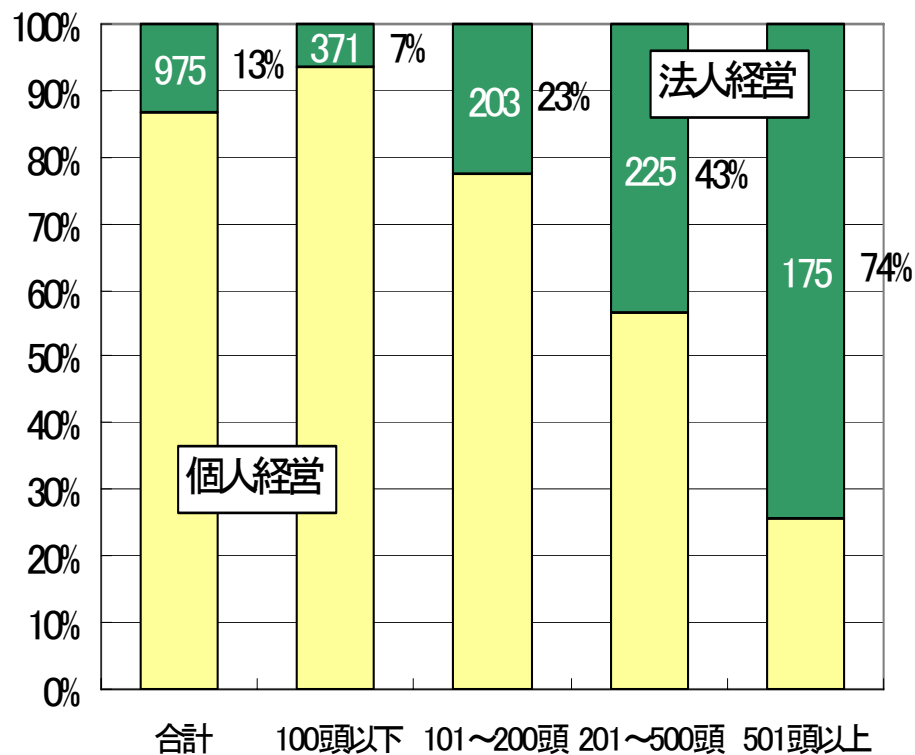


調査：(社)中央酪農会議
「酪農全国基礎調査」

○ 肉用牛経営(肥育)の法人化の進展状況について

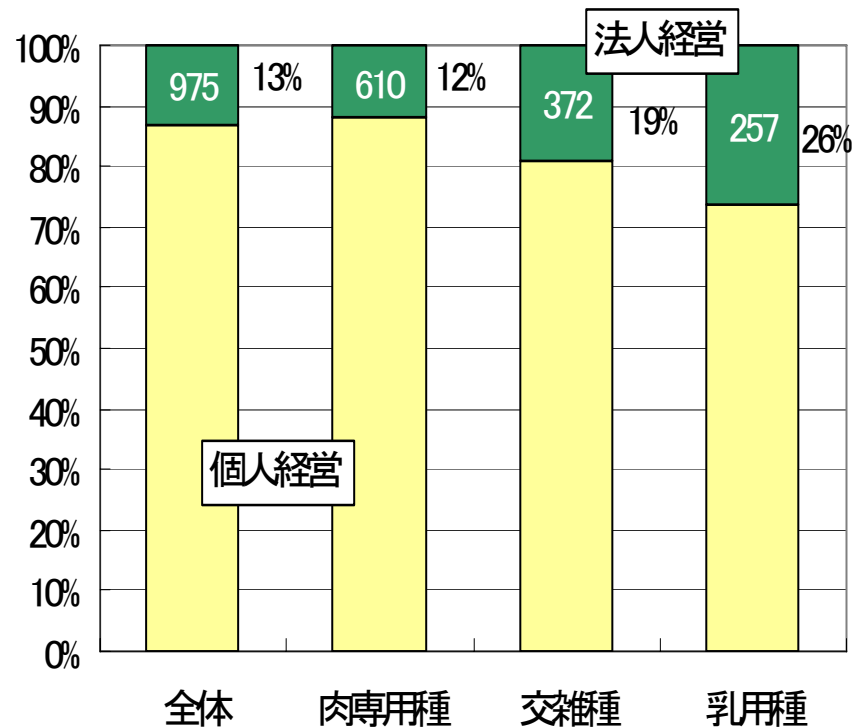
- 法人化の状況についてみると、経営規模が大きいほど、法人経営の割合は高い傾向。
- 品種別では、乳用種を販売した農家は、他の品種を販売した農家よりも法人経営の割合が高く、経営規模を反映。

肉用牛肥育経営における法人化率(販売頭数別)



資料: 肉用牛肥育経営安定対策事業の契約者(平成20年1月~12月)

肉用牛肥育経営における法人化率(品種別)



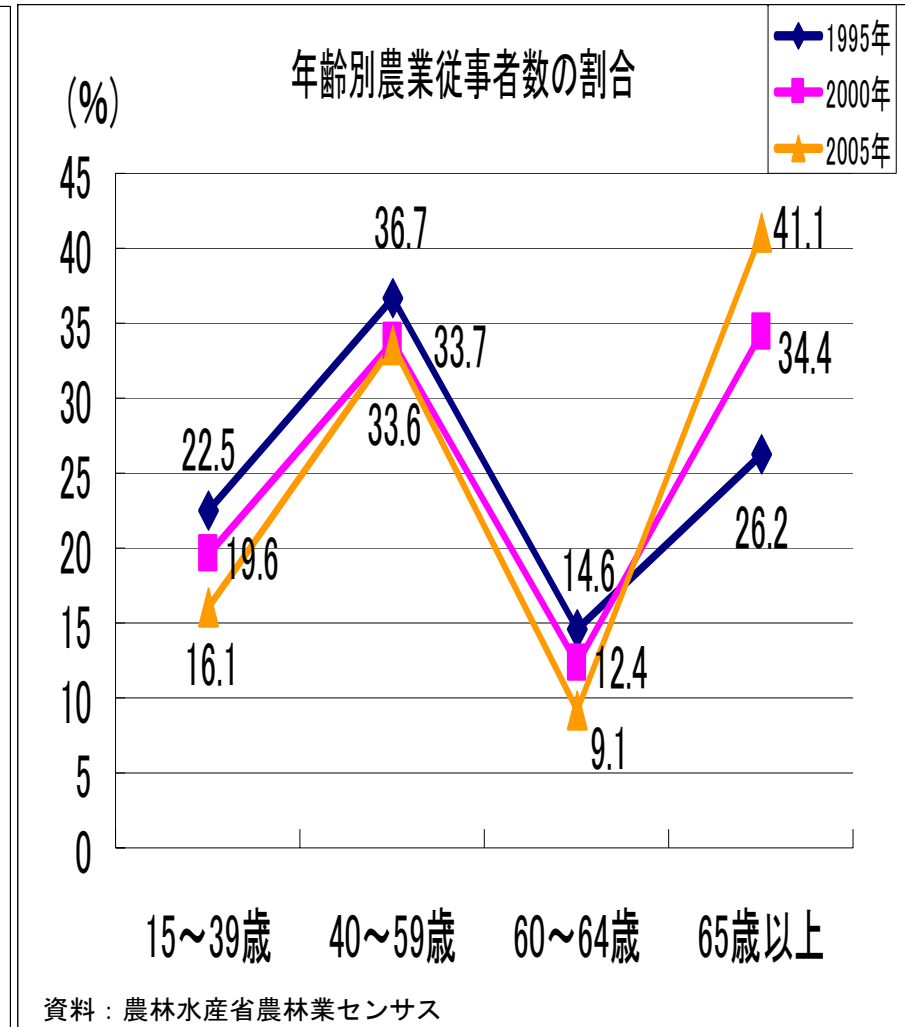
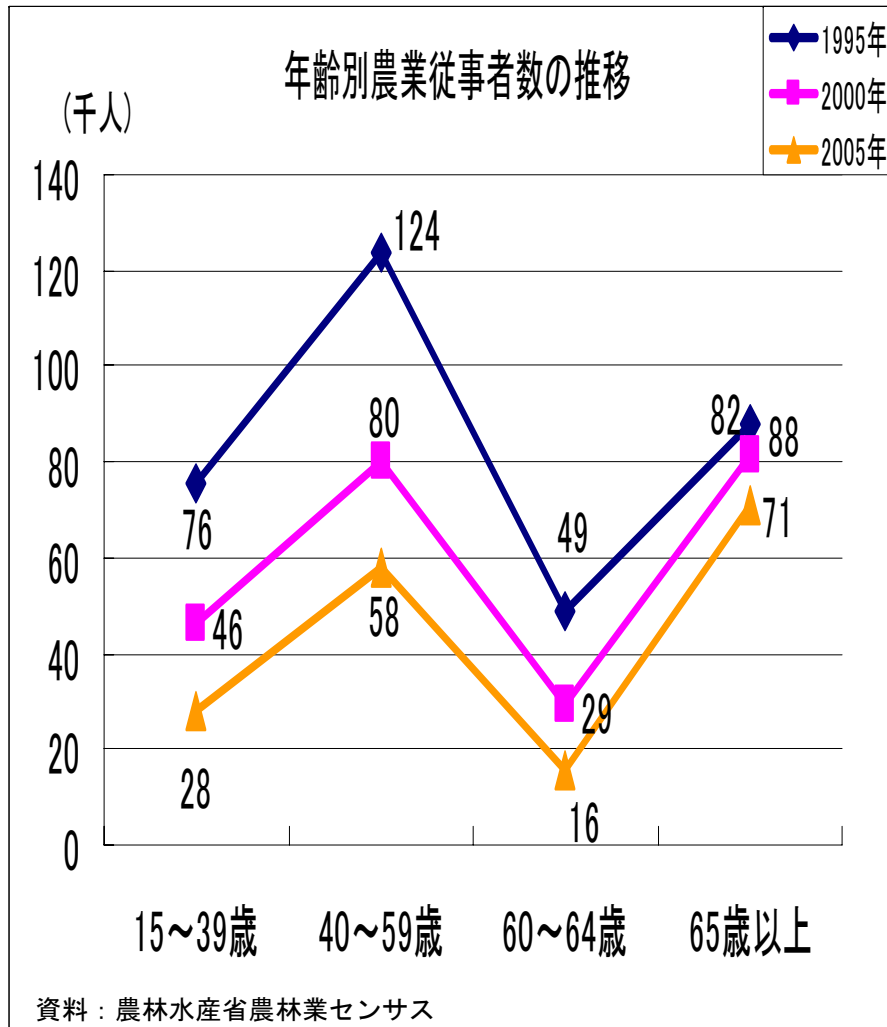
資料: 肉用牛肥育経営安定対策事業の契約者(平成20年1月~12月)

注: 各品種の経営体は、平成20年に1頭以上販売した経営体で、重複あり。

(3) 高齢化の進展状況

○年齢別農業従事者(子取り用雌牛)

- ・繁殖経営の従事者数は各年齢階層で減少。
- ・65歳以上の割合が急激に増加。



(4) 離農跡地等の有効活用による円滑な経営継承の状況

I 離農跡地への経営継承

■ 離農跡地・後継者不在施設整備 (強い農業づくり交付金)

公社等が離農跡地あるいは経営者不在農家の農地、施設等を取得し、条件整備後にリースを実施。公社等における条件整備に1/2以内の補助を実施。

離農跡地・後継者不在施設による新規就農者数

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
全	国	14	11	12	12	14	10	73
	北海道	14	11	11	12	12	10	70
	都府県			1※		2		3

※17年の都府県1件を除き全て酪農経営

■ JAにおける畜産経営継承支援事業

JAが、①経営中止者の負債処理を促進し、②新たな担い手に経営中止者の施設等を継承するための整備を実施。

事業実施件数(JA全中)

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
全	国	11	12	9	8	10	17	67
	酪農	10	7	7	8	4	14	50
	肉用牛		2	1		3	3	9
	養豚	1	2			3		6
	養鶏		1	1				2

II 肉用牛繁殖経営への新規就農者支援

特に肉用牛繁殖経営は、65歳以上の経営主が占める割合が4割以上と高齢化が進み、担い手不足を背景とした肉用牛生産基盤の脆弱化が危惧されているところ。

■ 新規就農円滑化等対策事業

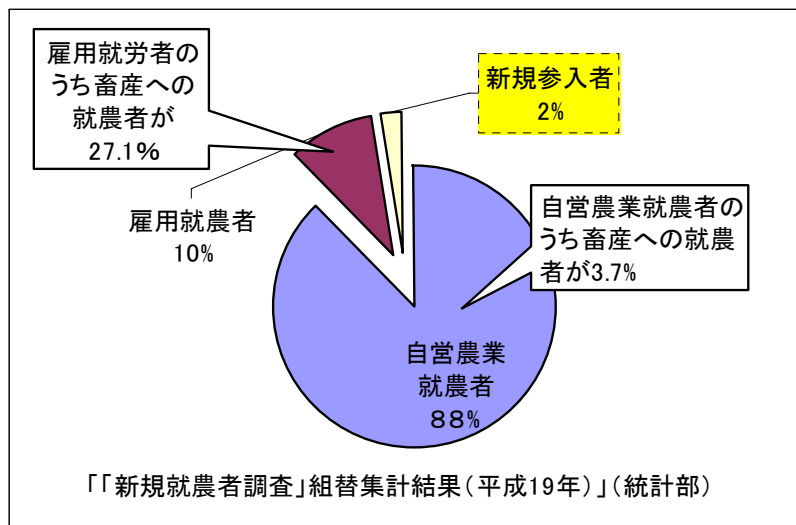
農協等が畜舎の整備、繁殖雌牛の導入等を行い、肉用牛繁殖経営を新たに開始する者へ一括して貸し付ける場合に補助を実施。

新規参入円滑化等対策事業による新規就農者数

参入前の状況	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計
合計	17	15	26	41	29	17	145
農業外	9	3	15	10	11	4	52
肉用牛繁殖以外の農業経営	6	3	2	15	8	1	35
親等が畜産経営	2	9	9	16	10	12	58

(5) 効率的・効果的な支援・指導の推進

■ 新規就農者の就農形態別割合(参考)



■ 畜産における新規就農状況

農外から畜産への新規就農者数

	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	その他	計
18年	33	85	5	14	3	140
19年	26	77	9	11	5	128
20年	32	95	11	12	2	152

都道府県への聞き取り調査(畜産企画課調べ)

■ 畜産経営の支援・指導

46道府県の畜産協会に、畜産コンサルタント258名が所属し、畜産経営分析・指導等を実施。

○ 畜産経営支援に関する業務

畜産個別経営に対する支援指導の実施件数

	16	17	18	19
酪農経営	1,302	1,243	1,480	1,673
肉用牛経営	1,574	1,538	1,440	2,538

(中畜:畜産基盤育成強化推進事業 全国会議資料より)

○ 専門家の組織化、産地リーダー養成研修、交流会等

経営者、支援者をサポートするための専門家集団
353名

畜産経営に有効な情報提供

行政、消費・普及、飼料、環境・衛生、流通、加工、技術・研究等の情報提供

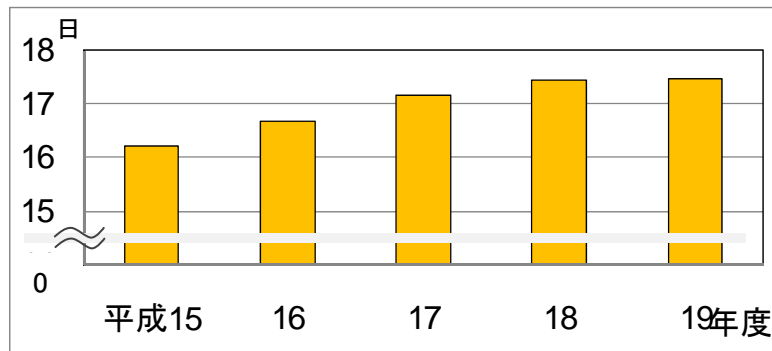
資質向上研修会、交流会等を実施し、258名の産地リーダーが参加

2 サービス事業体の定着・普及

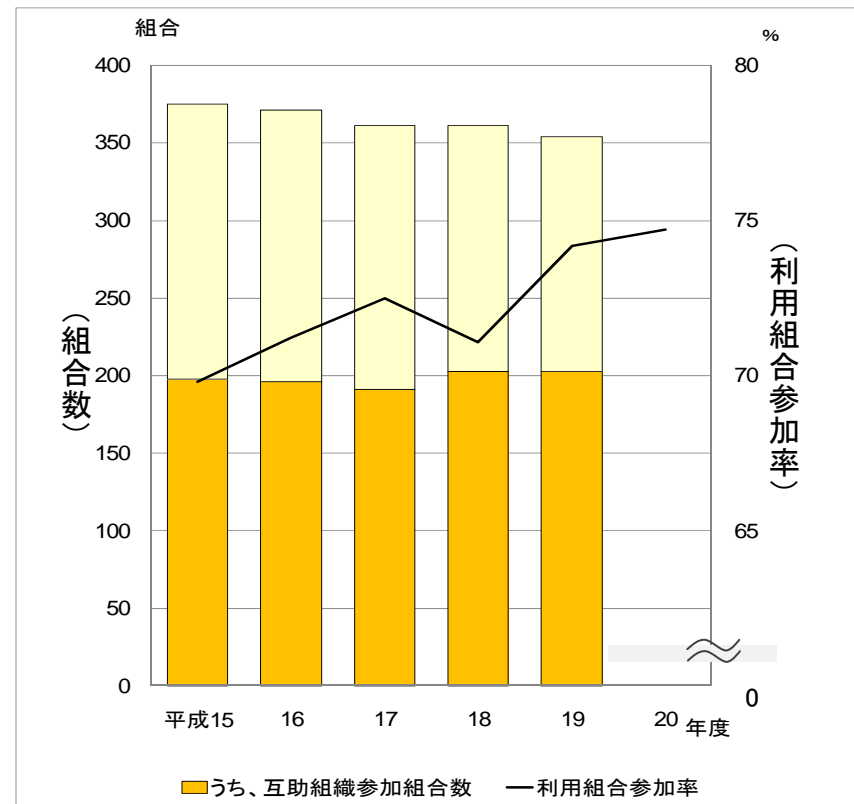
(1) 酪農ヘルパーの定着・普及

- ・ 毎朝晩の搾乳を欠かせない酪農家にとって、酪農ヘルパーは極めて重要。国は、「酪農ヘルパー利用拡大推進事業」等により、酪農ヘルパーの定着・普及を図ってきたところ。
- ・ こうした中、利用農家1戸当たり利用日数は、増加(年間約17日)。
- ・ 近年、統合するヘルパー利用組合もみられ、組合数は減少傾向にあるが、酪農家の利用組合参加率は上昇(約75%)。傷病時利用のための互助組織に参加している利用組合の割合も増加。
- ・ しかしながら、依然として参加酪農家戸数が少ない小規模な利用組合が多い状況。

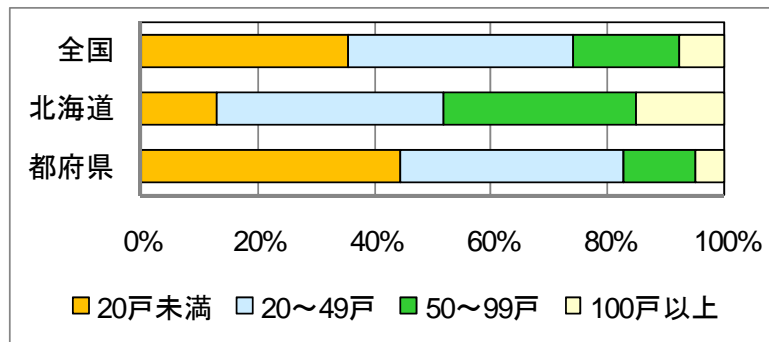
○ 利用農家1戸当たりのヘルパー利用日数の推移



○ 利用組合数と利用組合参加率の推移



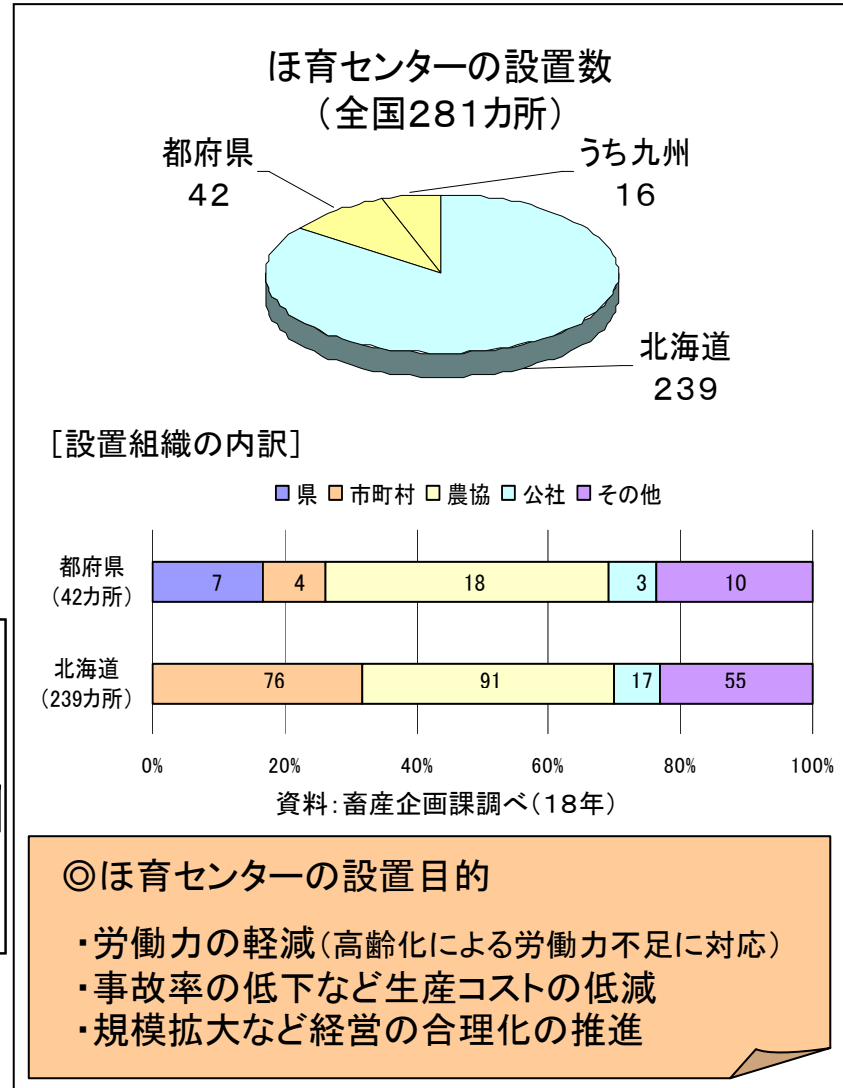
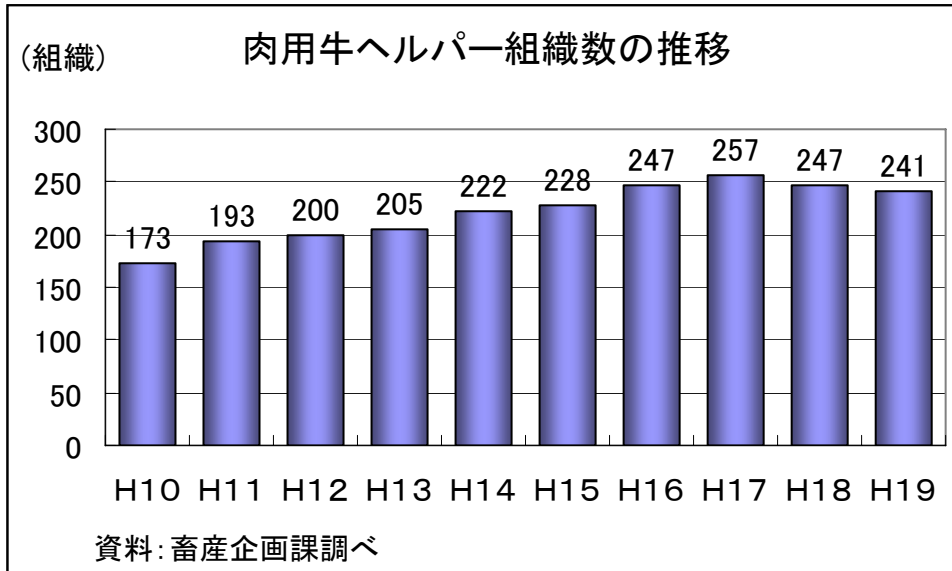
○ 参加農家戸数別にみた利用組合の割合(20年度)



資料：(社)酪農ヘルパー全国協会「酪農ヘルパー利用に関する資料」

(2) 肉用牛ヘルパー、ほ育センターの定着・普及

- ・ 肉用牛ヘルパーは、高齢化が進んでいる地域等において労働軽減などに効果的に活用。肉用牛ヘルパー組織数は、平成17年まで着実に増加。18年以降、組織数は減少しているが、市町村合併等によるもの。
- ・ ほ育センターは、北海道・九州を中心に労働力軽減などの目的で設置。



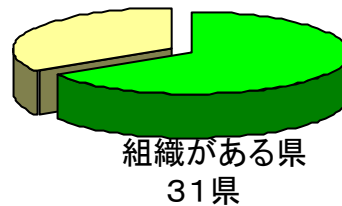
<肉用牛ヘルパーの活動事例>

- 傷病時の飼養管理
- 家畜輸送、市場出荷
- 削蹄、除角、去勢
- 飼料生産

<ヘルパー要員と組織形態>

- 専任ヘルパーがいる組織は13%
- 任意組合が87%

肉用牛ヘルパー組織の組織状況



(3)コントラクターの定着・普及

- ・ コントラクターによる労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要であることから、作業受託を新たに開始する場合の受託面積に応じた助成や機械・施設の導入を支援。
- ・ この結果、平成15年の317組織から19年には479組織に拡大し、飼料収穫面積の1割以上を担う存在。
- ・ 引き続きコントラクターの設立・育成を推進するとともに、既存のコントラクターの経営の高度化により、経営体質を強化し、安定した飼料生産を推進することが重要。

組織数・受託面積等の推移

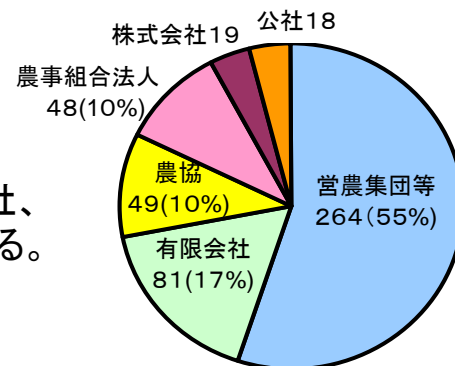
○北海道・九州を中心にコントラクターの設立が進展。コントラクターは全国の飼料収穫面積の1割以上を担っている。

	H15年度	H19年度
組織数(全国)	317組織	479組織
北海道	122	172
九州	74	126
利用農家数(全国)	22,292戸	20,376戸
北海道	7,269	8,172
九州	8,024	7,348
受託面積(全国)	89,546ha	118,270ha
北海道	78,683	104,912
九州	4,041	4,242

※受託面積は飼料収穫作業の受託面積

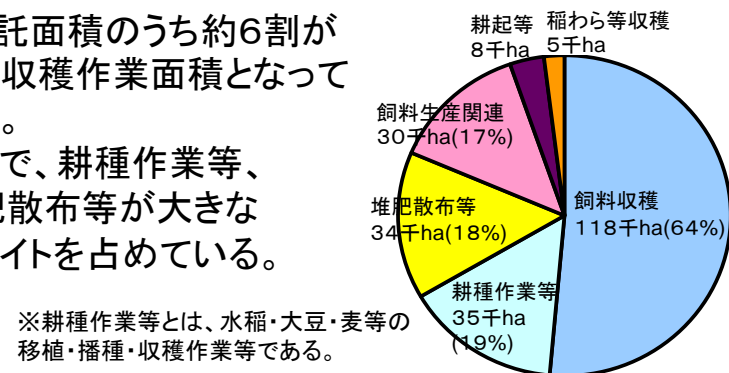
形態別組織数(H19)

○コントラクターのうち、最も多い経営形態は営農集団等で全体の約6割を占め、有限会社、農協がこれに次いでいる。



作業別受託面積(H19)

○総受託面積のうち約6割が飼料収穫作業面積となっている。次いで、耕種作業等、堆肥散布等が大きなウェイトを占めている。



※耕種作業等とは、水稻・大豆・麦等の移植・播種・収穫作業等である。

(4) TMRセンターの定着・普及

- ・ TMR(完全混合飼料)を畜産経営に供給するTMRセンターは、飼料生産労働力不足への対応や、良質飼料の供給を推進する上で重要であることから、その施設・機械整備への助成等の支援を実施。
- ・ この結果、平成15年は34組織であったTMRセンターは、平成19年には73組織に拡大。
- ・ 北海道では、コントラクター業務を行いつつ、自給飼料を積極的に活用した大規模なTMRセンターが育成され、また、都府県においても粗飼料と地域資源を組み合わせて利用する取組を開始。

TMRセンターの組織数

	H15年	H19年
組織数	34	73
(うち北海道)	(7)	(31)

コントラクターやTMRセンターの効果

共通のメリット

- 均質な飼料調製による品質の安定化
- 飼料生産コスト削減
- 飼料生産の外部化により酪農家のゆとりを創造

コントラクターのメリット

- 高性能機械の活用により品質が向上
- 個別農家の機械費を削減
- 農地利用集積により作業が効率化

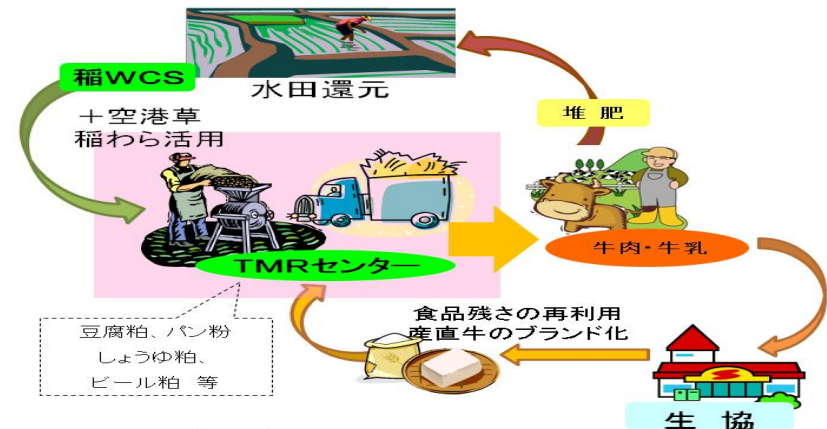
TMRセンターのメリット

- 成育ステージに応じた良質混合飼料を通年給与可能
- エコフィード等の未利用資源が活用可能
- 飼料原料調達コストの低減

【TMRセンターの事例】

食品残さと粗飼料を組み合わせた発酵TMRの製造 (鳥取県鳥取市、(有)TMR鳥取*)

- 食品残さと粗飼料(稲WCS、空港の乾草)を組み合わせた発酵TMRを年間8,000トン製造。
- ビニールパックに詰めて脱気・密封して発酵させ、酪農家13戸と肉牛肥育経営1法人に供給。
- 稲WCSは地域のコントラクターから購入。



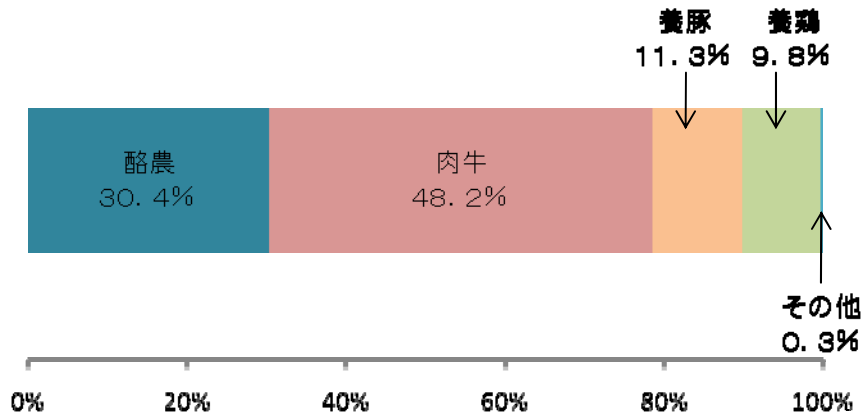
* 鳥取県畜産農協が出資

TMR(total mixed rations)とは、粗飼料、濃厚飼料、ミネラル、ビタミン、添加物等を混ぜ合わせ、必要な栄養素をすべて含んだ混合飼料。配合設計に基づき良質な飼料が安価で生産できるメリットがある。

(5) 堆肥センターの状況について

- ・ 堆肥センターは、全国に約450施設あり(市町村、農協等が管理運営するもの)、年間約160万トンの家畜排せつ物を処理し、90万トンの堆肥を生産。特に家族経営が中心となる酪農、肉牛農家の利用割合が高いと推計。
- ・ 近年では、肥料価格の高騰を受け、堆肥の利用について関心が高くなっているが、袋詰めやペレット堆肥等付加価値の高い堆肥の生産や利用者のニーズに即した堆肥生産の拡大等が重要。

<堆肥センターの畜種別利用割合>



資料:堆肥センターにおける堆肥生産流通実態アンケート調査(平成20年)を基に畜産企画課で推計

<堆肥センターにおける堆肥の滞留状況>

(%)

堆肥の滞留状況	割合 (%)
常に捌ける	17.4
需要期に捌ける	66.5
滞留が多い	16.1

資料:堆肥センターにおける堆肥生産流通実態アンケート調査(平成20年)を基に畜産企画課で推計

<堆肥センターで生産される堆肥の販売単価>

(単位:円)

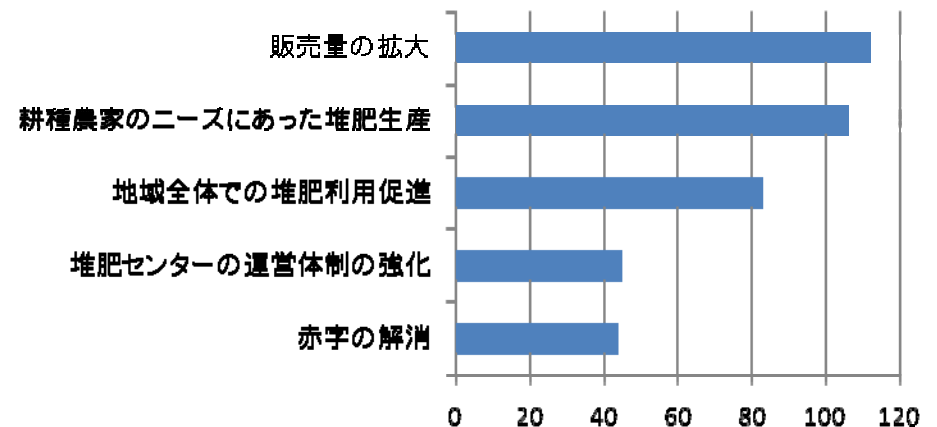
	販売単価	1トン当たり単価	
バラ	3,991	3,991	販売単価は1t当たり
フレコン	3,718	8,628	//は1袋当たり
袋詰め	312	20,554	//は1袋当たり
ペレット	428	28,066	//は1袋当たり

(参考)

高度化成	3,751	187,550	//は1袋当たり
------	-------	---------	----------

資料:堆肥センターにおける堆肥生産流通実態アンケート調査(平成20年)を基に畜産企画課で推計

<堆肥センターにおける運営上の課題上位5項目>



資料:堆肥センターにおける堆肥生産流通実態アンケート調査(平成20年)、回答数227(複数回答) 11

3 諸外国との経営比較

- 畜産については、これまでの経営努力により、例えば酪農ではEU並みまでの規模拡大を実現。今後、自給飼料の拡大や経営の省力化等を通じて可能な限り生産コストの低減を図ることが重要。
- 一方で、我が国では、①国土の制約等から輸入飼料に相当部分を依存せざるを得ず、飼料費がかさむこと、②用地の取得費用が高く、かつ環境対策に要するコストが割高であること、といったコスト面での問題が引き続き存在。また、③飼養規模については、米国や豪州と比べれば依然として大きな格差。

酪農経営の概要比較

	日本		EU15カ国	米国	豪州
		北海道			
飼養規模(頭) (1戸当たり 経産牛頭数)	41 (1)	58	38 (0.9)	127 (3.1)	225 (5.5)
酪農家戸数 (千戸)	24	8	480	72	8
飼養頭数 (千頭)	998	481	18,217	9,158	1,810

資料: 日本 農林水産省「畜産統計」(平成20年)
 米国 USDA「Milk Production」(2007)
 豪州 DA「Australian Dairy Industry In Focus」(06/07)(7月～翌年6月)
 EU European Commission「EUROSTAT」(2007)
 注: ()内は日本に対する倍率。

肉用牛経営の概要比較

区分	日本	米国	豪州
飼養規模(頭/戸)	36 (1)	91 (2.5)	1,340 (37.2)
飼養戸数(千戸)	80	957	19
飼養頭数(千頭)	2,890	86,778	25,284

資料: 日本 農林水産省「畜産統計」(平成20年)
 米国 USDA「Cattle (2008)」
 「Farms, Land in Farms, and Livestock Operations(2008)」
 豪州 ABARE「Australian commodity statistics 2008」
 ABARE、MLA「Farm survey(2008)」
 注: ()内は日本に対する倍率。

生乳の生産コスト比較(100kg当たり)

単位: 円、%

	日本		米国	豪州
		北海道		
費用合計	8,115 [100.0] (1)	7,264 [100.0] <1>	5,543 [100.0] (0.68) <0.76>	3,378 [100.0] (0.42) <0.47>
飼料費	3,637 [44.8] (1)	3,187 [43.9] <1>	2,562 [46.2] (0.70) <0.80>	1,526 [45.2] (0.42) <0.48>

資料: 日本 農林水産省「畜産物生産費(平成19年度)」
 米国 USDA「Milk production costs and returns(2007)」
 豪州 ABARE「Australian Dairy(06/07 速報値)(7月～翌年6月)」
 注1: 日本の数値は、海外に合わせて調整している。
 注2: ()内は日本に対する倍率。< >内は北海道に対する倍率。

4 飼養環境の快適性に配慮した飼養管理の推進

○ アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針について

- ・ 欧米を中心に、アニマルウェルフェアの議論が進められる中で、我が国としても、アニマルウェルフェアにどのように取り組んでいくかの検討が必要。
- ・ 平成19年度より、検討会を設け(事務局:(社)畜産技術協会)、アニマルウェルフェアを「家畜の快適性に配慮した飼養管理」と定義し、各畜種毎の飼養管理指針作成に取り組んでいるところ。
- ・ 21年度に乳用牛、22年度に肉用牛の飼養管理指針を作成し、順次、普及啓発に取り組む予定。

推進委員会

(構成) 学識経験者、生産者、消費者、動物愛護団体 等

○活動内容

- ①家畜別分科会の検討への指導及び分科会間の調整
- ②家畜別飼養管理指針の検討

分科会

(構成) 畜種別有識者(生産者、畜産施設業者、学識経験者等)
(畜種) 採卵鶏、豚、ブロイラー、乳用牛、肉用牛、馬

○活動内容

- ①アニマルウェルフェアに関する飼養管理等のあり方の検討
- ②飼養管理実態調査及び試行試験の実施
- ③飼養管理指針(案)の作成

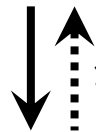
科学的知見分析グループ

(構成) 学識経験者

○活動内容

- ①畜種別の科学的知見に関する情報収集及び分析
- ②必要な調査・研究の検討

指導
分科会間の調整



飼養管理指針(案)の提示

科学的知見等の提供

科学的知見等の提供

科学的知見等の分析依頼

(参考)アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏、豚の飼養管理指針(概要)

第1 一般原則

○ 「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義。

○ 家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産物の生産につながり、また、家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくもの。

○ アニマルウェルフェアへの対応において、最も重視されるべきは、施設の構造や設備の状況ではなく、日々の家畜の観察や記録、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理により、家畜が健康であること。

○ 今後、本指針を基に、生産者団体が自主的なガイドライン等を作成すること等により、アニマルウェルフェアに生産者が積極的に取り組むこと、行政機関が積極的に普及啓発することを期待。

第2 家畜の飼養管理

1 管理方法

観察・記録、取扱い、羽つつき防止・誘導換羽(鶏)、断尾・去勢・歯切り(豚)、病気、事故等の措置、清掃・消毒、有害動物の防除・駆除等

2 栄養

必要栄養量・飲水量、飼料・水の品質の確保、給餌・給水方法

3 畜舎

開放型、ウィンドレス畜舎の特徴等

4 飼養方式、構造、飼養スペース

飼養方式の特徴等、構造上留意すべき事項、観察により、飼養スペースが適当であるか判断することの重要性等

5 環境

熱環境、換気、照明、騒音等